

平成 22 年 4 月 9 日現在

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2007～2009 年度

課題番号：19730001

研究課題名（和文）東北地方の法律サービス提供構造に見る司法改革の影響と「法化」状況

研究課題名（英文）Legal Service in Tohoku Region: Effect of Judicial Reform and a State of "Legalization"

研究代表者

飯 考行 (II TAKAYUKI)

弘前大学・人文学部・准教授

研究者番号：40367016

研究成果の概要（和文）：

司法制度改革は、1990年代以降、「国民の視点」を重視して進められてきた。法曹人口増員と弁護士・司法過疎対策は、東北地方で一定の効果を発揮してきたものの、住民の法的ニーズはなお大きく、弁護士偏在問題は解消されていない。「国民の視点」の重視を受けて、司法サービスの利便性は向上してきたが、法律サービスの提供は、弁護士過疎、法律扶助予算の制約、司法書士の部分的な裁判関連業務への関与により、量的に限られている。現時点で、東北地方の法律サービスは量および質の面で発展途上にあり、「法化」状況の検討は継続的課題である。

研究成果の概要（英文）：

Judicial reform has been promoted with special emphasis on the "public point of view" after the 1990s. Expansion of the legal population and measures for dealing with the shortage of legal services / attorneys have had some effects on the Tohoku region, however, there are still large legal needs and the problem of uneven distribution of attorneys has not been solved. It is becoming easier for the public to use legal services by taking notice of the "public point of view", but, on the other hand, the quantity of legal service is restricted mainly due to the shortage of attorneys in the region, limited budget for legal aid and inactive engagement of judicial scriveners in the court-related works. At present, legal service in Tohoku region is developing in its quantity as well as quality, so it is not yet to inquire into the state of "legalization".

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	900,000	0	900,000
2008 年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2009 年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	3,100,000	660,000	3,760,000

研究分野：法社会学、裁判法

科研費の分科・細目：基礎法学・法社会学

キーワード：法社会学、裁判法、司法制度改革、司法過疎、日本司法支援センター、弁護士、司法書士、法化

## 1. 研究開始当初の背景

1990年代以降の日本の司法改革では、裁判・訴訟制度の整備、実務法律家の質の増強、司法アクセスの促進と、国民の司法参加の拡充がはかられた。これらの改革は、市民の法使用や社会の法的規律に影響をおよぼしうな点で「法化」に関連する。これまでの法社会学的研究では、大都市や高度産業発展地域における法的紛争解決のあり方が社会組織の変化との関係で重視されてきた。それでは、大都市部以外の地域において、改革の影響はどの程度および、市民の法使用のあり方はどのように変化するのであろうか。研究開始当初の背景には、この問題意識があった。

## 2. 研究の目的

本研究は、東北地方を対象に、1990年代以降の司法改革の影響と「法化」状況を、地方の司法、弁護士業務に生じつつある変化、裁判事件数、弁護士の人口と過疎問題の推移、地域司法計画、法律相談センター、ひまわり基金法律事務所、日本司法支援センター、地方公共団体その他主催の無料法律相談、消費者問題関係の各種団体や、各県民の意識などから、経験的に分析することを目的とした。

## 3. 研究の方法

### (1) 現地ヒアリング調査

東北6県の司法、行政関係機関や団体に対する現地ヒアリングを進め、対面の応答のなかで実情の把握をはかり、東北各県の相互比較と日本国内および海外のなかでの位置づけることに留意した。

### (2) 質問票郵送調査

統計資料の収集に努めるとともに、弁護士と司法書士に対する質問票郵送調査を行い、回答集計結果を分析した。

### (3) 文献調査

司法の社会的役割と司法制度およびその改革に関する国内外の文献研究を行い、理論的枠組を構築することで、東北地方の司法サービスの供給、享受の両面と、実態、理論の両面から、総合的かつ多角的に研究を進めた。

## 4. 研究成果

### (1) 現地ヒアリング調査

2007年度から2009年度まで3年間実施した東北6県の法律サービス現地ヒアリング調査では、法律事務所、ひまわり基金法律事務所、日本司法支援センター、市役所、司法書士事務所を訪問し、聞き取りと資料収集を行った。仙台市を含む自治体の法律相談会と日本司法支援センターの法律扶助相談会は、数週間先まで予約で埋まり、弁護士、司法書士のほとんどは大量の事件を扱っており、東北地方の法的ニーズの大きさが確認された。

### (2) 質問票郵送調査

①2007年に実施した北東北3県の司法書士に対する質問票郵送調査では、回答結果の分析から、司法書士による同権限の行使が、人的属性（資格取得事由、年齢）、業務内容（登記業務とのかね合い、従来からの本人訴訟支援の取組み）、職業環境（地域の法的ニーズ、事務所の執務態勢）、社会状況（多重債務案件の増加、登記業務の減少）の相互作用に規定されることが見出された。

②2008年に実施した東北6県および全国のひまわり基金法律事務所および日本司法支援センター地域事務所の弁護士に対する質問票郵送調査では、人間関係の狭く緊密な地域社会において、良心的な弁護士は、自らの権力性に謙抑的な姿勢を心がけ、間口を広げて仕事に追われる一方で、熱心に依頼者を擁護する困難を迫られる実情が見出された。

#### (3)文献調査

①日本司法支援センターが発足、展開した背景を、青森地方事務所の業務状況を交えて検討し、形成、制度設計、業務展開の各過程で、1990年代以降の司法制度改革で重視された「国民の視点」の観念に影響を受けていることを明らかにするとともに、「国民の視点」の内実の検討が求められることを論じた。

②東北地方の弁護士との比較の観点から、アメリカ合衆国の単独開業および中小規模ローファームの弁護士の業務実態を検討し、ポスト産業化社会の流れのなかで、依頼者のニーズに高い質と専門性で応答することが要請されている現状を指摘した。

#### (4)成果の国際的位置づけとインパクト

日本国内の特定地方の法律業務を取り上げた研究は、ライターの記事やエッセイを除いて極めて少なく、実態的に貴重な地域研究として国内のみならず国際的にも位置づけられると考えられる。ヨーロッパ唯一の日本法雑誌 *Zeitschrift für Japanisches Recht* からの寄稿依頼が、そのことを例証している。

地方になぜ弁護士が増えないかと、司法書士という隣接法律職に関する2008年度 *Law and Society* カナダ・モントリール年次大会での報告時（後者は Kay-Wah Chan との共同報告）には、海外の聴講者から多くの質問が寄せられ、本研究が、地域研究の枠を越えてリーガルプロフェッション国際比較の点でもインパクトを持ちうる実感がされた。

#### (5)今後の展望

本研究の展望として、東北地方の弁護士業務の観点からは、司法試験合格者増加に伴う東北地方への新人弁護士の流入の地域におよぼす影響の測定が継続的な課題となる。

また、本研究で掲げた「法化」のあり方を検討するうえで、東北6県の市民の法に対する意識ないし見方の変化の測定が不可欠であり、経年的な市民法意識調査が求められる。「法化」の中身自体に関する国内外の研究および知見にもとづく検討も不可欠である。

弁護士業務については、地方における業務形態が、国内外比較の点で研究課題となる。

司法書士については、北東北では高齢化が進み裁判関連業務への関与は限定的であり、登記、裁判業務をサービス幅広い業務分野のうち、何を職業的なアイデンティティとなしうるかが、実務、研究上の焦点の課題である。

その他に、本研究の成果は、法律扶助、国選弁護（被疑者段階、裁判員裁判を含む）、法教育のあり方などの課題に接合しうる。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計8件）

①飯考行、法テラスにおける「国民の視点」の影響、法社会学、査読有、71号、2009、74-89頁

②Takayuki Ii、Young Migrants from Big Cities: Measures for Dealing with the Shortage of Legal Services in Japan、査読無（依頼）、VOL.27、2009、59-80頁

③飯考行、弁護士過疎地の市民事件における依頼者・弁護士関係と弁護士倫理、法社会学、査読無（依頼）、70号、2009、114-128頁

④飯考行、アメリカの単独開業弁護士と中小規模法律事務所の現状、自由と正義、査読無（依頼）、59巻8号、2008、60-66頁

⑤飯考行、北東北の司法書士に見る簡裁代理権行使要因、秋田司法書士会会報・司法書士報あきた、査読無（依頼）、68号、2008、3-5頁

⑥飯考行、司法制度改革における「国民の視

点」、法と民主主義、査読無（依頼）、425号、2008、64-69頁

⑦飯考行、地方のリーガル・サービス—青森県の事例から、法学セミナー、査読無（依頼）、636号、2007、16-20頁

⑧飯考行、北東北の弁護士業務と法的ニーズの間、法社会学、査読有、67号、2007、91-108頁

〔学会発表〕（計6件）

①Kay-Wah Chan and Takayuki Ii, Japanese Judicial Scriveners in Identity Crisis?, Law and Society Association, 2008年5月29日、カナダ・モントリオール

②Takayuki Ii, Regional Lawyers in the Current of Reform: Why are There Few Lawyers in Rural Northeast Japan?, Law and Society Association, 2008年5月29日、カナダ・モントリオール

③飯考行、弁護士過疎地の市民事件における依頼者・弁護士関係の実態と弁護士倫理、日本法社会学会、2008年5月10日、神戸大学

④Takayuki Ii, Shortage of Legal Services in North-Northeast Japan (North-Tohoku), Law and Society Association, 2007年7月26日、ドイツ・ベルリン・フンボルト大学

⑤ Takayuki Ii, Himawari Lawyers in North-Tohoku: Young Migrants from Big Cities, 日本法社会学会関東研究支部、2007年6月30日、早稲田大学

⑥飯考行、司法書士による簡易裁判所訴訟代理等関係権限行使の態様とその規定要因—北東北地方を中心に—、日本法社会学会、2007年5月13日、新潟大学

〔その他〕

ホームページ等

<http://www.saibanhou.com>

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

飯 考行 (II TAKAYUKI)

弘前大学・人文学部・准教授

研究者番号：40367016

### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：